

Title	アメリカに於ける地方的労働組合の活動 (一八三三年より一八三九年に至るアメリカ労働運動史の一部)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.11 (1927. 11) ,p.1506(76)- 1560(130)
JaLC DOI	10.14991/001.19271101-0076
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19271101-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカに於ける地方的労働組合の活動

(一八三三年より一八三九年に至るアメリカ
労働運動史の一部)

園 乾 治

一、政治運動より經濟運動への復歸

一八三一年及び一八三二年の間に於ける労働政黨の壊敗は一時労働運動を停頓せしめた。而して殘存せるものは唯孤立せる職業別の労働組合のみであつた。然し進化は暗々の裡に成就しつゝあつた。從來多くの労働者の組合は疾病及び災厄に遭遇せる組合員に保護を與ふることを目的とする共濟組合であつたが、今や是等の共濟組合は職業別労働組合に代へられることゝなつたのである。

而して斯る變遷は種々の様式を以て行れ、或場合には古い組合が瓦解して別に新しい組合が生れ、又或場合には古い組合が衰微して新しい組合に其地位を譲る

こともあつた。一八〇九年設立せられたる「ニューヨーク活版工組合」は始めの九年間は共濟組合と職業別組合とを兼ねたが、一八一八年認可を受けて専ら共濟組合たることゝなり、一八三一年には「ニューヨーク活版工協會」の出現によつて其重要性を減じ第二位に低落した。後の「協會」の目的は前の「組合」と異りて「労働に對する公正にして且つ均等なる賃率を維持し、以て品性の向上と職業上の利益を増進せしむる」に在つたのである。又一八〇二年に設立せられ一八一〇年共濟組合の認可を受けた「フィラデルフィア活版工組合」は同じく「印刷職工に對する十分なる賃銀の決定と維持とを最初の且つ永久の使命とし」一八三三年に設立せられたる「フィラデルフィア活版工協會」に其地位を譲つた。然し「ニューヨーク及びフィラデルフィアの兩市に於ける古き組合は労働組合として」は無かつたが其後も依然存続したのである。

然るに「ペンシルベニア家具職工組合」は別の様式の一例を示して居る。此組合は一八〇六年に設立せられ、一八二五年認可を受け、始めは純然たる共濟的職分を有するものであり、埋葬給付四十ドルの支給をする外一種の火災保險をも經營し

てゐたのであるが、一八二九年の修正した會則によると「和親的にして満足なる方法を以て労働者と備主との間に於ける總ての紛争の解決に努める爲に標準となる特定賃率を設けること」が組合の目的となつたのである。

組合の進化に關して特に興味の深い實例はニューヨークの「裁縫職工共済組合」の變遷である。一八三三年此組合の好戦分子は分離して「裁縫職工合同労働組合」なる名稱の組合を組織した。然し最初の組合も純然たる共済組合に甘ずるものでは無く、後には市の中央組合に加入した程であつたが、第二の組合は非常に戰闘的で、殆んど半ヶ年に亘るストライキを決行し、其結果騷擾罪に問はれて二十名の者が捕縛せらるゝに至つた。此組合は最も詳細なる取締規約を有する組合であつて、集會の通告を受け乍ら出席しなかつた者には五ドルの罰金、工場を見張る爲に任命せられた委員たることを拒絶せる者には五ドルの罰金を課し其他に就ても嚴重な制裁が加へられた。

然し以上は例外とも見るべき組合であつて、多くの組合は共済組合と職業組合との兩種の職能を兼ねて居た。例へばフィラデルフィアに於ける製靴工の組合

である「製靴職工合同共済組合」の一八三五年三月の大會に於て「職業及び賃銀の保護の爲にか又は疾病及び死亡の場合に支給する給付の爲に總ての職工の参加を促す決議が可決せられ、而して組合は二ヶ月の後に至りて賃銀増額の爲にストライキを行ふべきことを投票してゐる。之は一例に過ぎぬのであつて、名稱は共済組合であると雖も必ずしも其運動が之に局限せられるものではないのである。

(Commons and Associates, History of the Labour in the United States, pp. 335-338; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, pp. 18-19)

共済組合より職業組合への變遷は之より曩數年、一八三〇年代の中葉より起つた産業殷盛が先立つたのであつて、之が根本の動因は賃銀交渉に影響を及ぼす永久の經濟的變革に見出されるのである。

當時既に市場は一二の職工を使備して小工場に於て共に労働し、併せて小賣店を有するが如き獨立の親方工匠の及ぶ範圍を超越するに至つた。改良を加へられた街道、運河、或場合に於ては鐵道等は從來孤立せる社會を接近せしめ、同時に都會に人口の集中を一層盛ならしめた。斯して時勢は産業上の組織の改革を要求

し、商業資本家の支配の下に於て之が實現せられることゝなつた。商業資本家は單に市場を支配する権能を得たのみならず或程度まで生産の過程をも支配する権能を得た。繊維工業を別として他の工業に於ては未だ重大な技術上の變革は起らなかつた。手工具が依然として使用せられてゐたのである。然し其註文は大量的となり、之を充さんが爲に仲介商人は從來自己の計算に於て労働に従事せる親方工匠と契約を締結し、原料を買入れ、彼の作業場に於て加工せしめるのが普通であつた。而して或場合に彼は近隣の町村へ仕事を送ることもあつた。一八三三年バルティモアの製帽職工が二十五パーセントの賃銀減額に反對せるストライキに際して製帽業者は彼等が提供する價格を以て近隣の町村に於て仕事を爲さしむることが出來との根據によりて右の減額を正當であるとした。斯の如くして親方工匠は單なる請負人たるの地位に低落し、苦汗工場の主人となるに至つたのである。然し或場合に於ては商業資本家が是等の主人の仲介を経ず直接職工に仕事を出すこともあつた。斯る場合に亂雑に流るゝことを避る爲にニューヨークの裁縫職工は仕事を引受ける順番を定めて置き、婦人靴の製造に従事する

るフィラデルフィアの製靴職工は忠實に労働することを誓ひ組合が傭主に對して一切の責任を負ふことにしてゐた。

是等の變革が職工に及ぼす影響は極めて不良であつた。商業資本家は各地の親方工匠間の競争を刺戟し、親方工匠の競争の壓迫は職工の上に轉嫁せられ、賃銀の減額、低廉労働の使傭が企てられた。徒弟労働と稱するは屢少年労働及び不熟練労働を意味することゝなり、又多數の婦人が就業することゝなつた。職工は是等の少年、不熟練労働、婦人労働者と競争し又囚人とも競争しなくてはならなかつた。

新しい制度の下に於ては仕事の熟練を要する部分は商業資本家の業務を執る場所に於て爲され、他の一部分が親方工匠又は職工の家庭に於て爲されるのである。少年は五、六年又は七年の年期中に短日月を以て仕事の一部を習得せしめらるゝに過ぎなかつた。少年が年期中に遁走することがあつても容易に代りを得ることが出来るから、親方工匠に取りては重い負擔ではなかつた。然し斯の如く徒弟制度が破壊せられたことは職工に取りては其有力なる競争者であつた。現に

一八三〇年フィラデルフィアに於ける印刷職工は少年の爲に失業せしめられたものが多数に上り、之が動機となつて一八三六年の「全國活版工協會」が設立せらるゝに至つたのであつた。

労働組合の或物に於ては當該職業に於ける徒弟の制限を自ら企るものがあつた。例へばブルクリンの製鋼職工組合は年期を完全に終了せざる職工と共に労働せず、徒弟たらざりし者と共に労働せすと言ふが如き宣言をなし、トロイの馬車製造職工は各工場に於ける熟練職工數と徒弟數との比率を決定し四人に對する一人以上の徒弟を使傭することに反對し、同年製靴工も全國大會に於て同じやうな目的を以て各組合員をして二人以上の徒弟を採らしめざるやう各地方會が手段を講ずべきことを勧告する決議が通過した (Commons and Associates, Documentary History of American Industrial Society, VI, p. 167)。斯の如き徒弟を制限する方法は未だ新しいもので、つて労働組合は尙ほ確乎たる制限政策を作成したのではなかつた。例へばフィラデルフィアに於て親方大工が職工に徒弟數を制限する罪を課すると職工の組合は各の少年が各自に職業を選択しなくてはならぬのであり、其

何れを選択するやは彼等の権利であるから、親方が幾人の徒弟をさるべきかに就て決議を通過したことが無いと回答してゐる。又ワシントンに於て新聞社を所有し且つ政府の印刷者であるゼネラル・ダフグリーンが其經營せる「ワシントン研究所」の少年數を「コロンビア活版工組合」が制限するとの言明に對し、組合は彼又は他の何れの紳士の使傭する徒弟數を制限する權利を有しないと回答してゐる。他の低廉労働の源泉は婦人の就業であつた。エディ・ス・アボットは一八三七年に婦人の就業せる職業が數百以上存在した證據を擧げてゐる。(Edith A. Abbott, Women in Industry pp. 66-70) 其内に於て極少數しか就業しない鐵器、火藥、白石及びブスト製造業等を別として、多數の者が就業せる産業に於ては眞の有力なる競争者であつた。

葉巻煙草製造業に於ては男子よりも婦人の就業する數の方が多し。之は恐らく該業務を農家の婦人が餘暇に於ける家庭内の仕事として着手したるに原因するのであらう。然し事業が發展し内國産が外國の精巧なる生産物と益々競争するに至ると此事業は家庭より工場に移り、男子が徐々に婦人の地位を得ることに

なり、一八三〇年代には既に賃銀増額の運動の指揮を執るに足る男子が就業するに至つた。現に一八三五年フィラデルフィアに於て彼等は十時間労働の原則に基て十分なる丈け所得するやう賃銀の増額を企て、相互の利益を圖る爲に婦人のストライキに参加することを勧誘した。印刷職工は彼等の職業に婦人の侵入することを極力警戒し、一八三二年「フィラデルフィア印刷工組合」の組合員の或者が婦人を植字工として使備せんとしてゐるとの事が傳はるや、組合内の感情は昂進し、其者は斯る意思を毛頭有しないことを公にする必要がある程であつた。又其後三年を経てワシントンの「コロンビア印刷工組合」は「フィラデルフィア」の新聞社に於てストライキを撃破する爲に婦人を植字工として使備するとの記事が新聞に現れた爲に特別の集會を開催して對策を講じ、フィラデルフィア、ボストン、ニューヨーク及びバルティモアの印刷工組合と聯絡を取るに至つたことがある。最も多くの婦人が使備せらるゝのは裁縫業であつた。彼等がシャツ、小供服、低廉なる西部の農民及び南部の奴隸の購入する既製服を裁縫せる場合に於ては註文を受けて労働する裁縫職工と競争することは多くないが、然し婦人が是等の職工の領域を侵すことは容易である。一八三三年ニューヨークに於ける裁縫職工のストライキに方つて、婦人は能く男子の仕事の半分を爲すが故に彼等を壊敗せしむることは易々たる事であると當時の一新聞に書いてあつた。

商業資本家は生産費を低減せんが爲に屢囚人労働を利用した。之は囚人を生産的事業に向ける推賞すべき計畫であつたと同時に自由労働者の交渉力に不良の影響を及ぼすことが尠くなかつた。従來刑務所は囚人に苦役を課するも何等生産的のもの無く、彼等は狹隘なる室に群居して居り、原則として工場の設備が無く、彼等の有する職業上の才能如何を問はず收容したのである。然るに一八二〇年代の末及び三〇年代の始より商業資本家の發生を見、刑務所の改革が行れることゝなつた。而して斯る改革の魁をなしたのはオーバートンに於けるニューヨーク州刑務所であつた。當初は代理人を置いて一切が州の計算に於て行れるのであつたが、間も無く代理人は原料を提供し生産物を引取り單に囚人の労働を利用して個人資本及び個人の利害が大に加ることゝなつた。之によつて當局は非常な危険を回避し、而して個人資本及び個人の利害が大に加ることゝなつたのである。此改革は殆ん

ぞ着手當初より成功することを得たので、ニューヨーク州以外の州も之に倣ふものが現れた。自由職工に對する此囚人労働の競争は左程重大なものでは無かつた。然し職工は此制度を不公平にして有害なる課税であると感じた。一八三四年八月二十日ユタیکاに於て開催せられた職工の大會に於ける陳述には「彼自身并に家族を扶養せる正直なる職工が提供し得るより四十乃至六十パーセント低廉なる價格を以て州内の各都市村落に於て囚人の製品が販賣せられてゐる。其結果として無数の職工が失業し、多くの場合に於て其家族は乞食に成下るのである」と述べてゐる (Commons, pp. 338-347; Beard, A Short History of the American Labor Movement, pp. 47-49)

少年労働、婦人労働、囚人労働の競争は労働組合運動を起さしむる最初の動機であるが、三十年代に於ける驚くべき發達は物價の暴騰に因るのである。アンドリュージュックスンは常に「合衆國銀行」を巨大なる獨占會社にして彼の政敵であるところへて居たが、遂に一八三三年之を粉碎するを得た。「合衆國銀行」の特許期限は一八三六年迄であつたが、彼は特許狀の更新を與へざることとし、且つ大藏卿をして一

八三三年十月以後は同銀行に對する回收をすることゝなした。ジュックスンの意思が明瞭となるや既に八月より銀行は割引の減少を來し、不況時代を出現するに至り、從來一ドルであつた小麥は六十二セント半に下落する有様であつた。然し斯る不況は間もなく好況に轉することゝなつた。「合衆國銀行」から引出された公衆の預金は全國に散在する八十八の州銀行に再び預入れられ、從來よりも一層多額の資金が利用せられることゝなつた。一八三四年より一八三七年に至る間に於て全國に亘りて百九十四の新銀行が設立せられ、ニューヨーク、イングリッド諸州、中部大西洋沿岸諸州、南部諸州、西部諸州、何れも諸銀行の發券額は五〇パーセント乃至一三〇パーセントの増加を示した。斯の如き貨幣供給の増加は直に事業界に影響を及ぼした。金融の便が容易に得られ、投機が盛に行れ、或場合に於ては物價は二倍に高騰した。例へばニューヨークに於て小麥粉一バレルの價は一八三四年五ドルであつたものが、一八三五年七月には七ドル、一八三六年四月には八ドル、一八三七年三月には十二ドルとなり、一般物價指數は一八三四年の九〇・一パーセントより一八三六年の一五・七パーセントに増加してゐる。

生活費の騰貴に加ふるに紙幣は特に労働者に一層の困難を招來した。一八三四年迄の鑄貨の比率一五對一は金貨を驅逐し、同年に於ける比率一六對一の採用は銀貨を驅逐し、後に残れる唯一の媒介手段は紙幣であつた。而して労働者が賃銀を受取るに方つては屢其額面價格を以てせられ、之を支拂ふには割引をしなくてはならなかつた。加之、労働者は主として小額紙幣を使用したのであるが、之は最も疑問視せらるべき性質のものであつた。夫故にニューヨーク州に於ては五ドル以下の紙幣の發行を禁止する運動が起つた程であつた。而して一八三六年ウィリアム・レゲットは職工并に労働者に遠隔の地に在るか又は疑惑を受けつゝある銀行の流通せざる紙幣を以て支拂をなすが如き慣習に反抗する爲に團結するの必要を説いてゐる。實際當時の労働組合の發達は物價騰貴と不換紙幣に刺戟せらるゝ處が頗る多大であつた。生産の全組織、労働の分割、徒弟制度、婦人労働因労働が労働運動を促進せしめたこと勿論である。然し何物も前二者に比較することは出来ない。(Commons, pp. 347-350, Perlman, p. 19; Carlton, History and Problems of Organized Labor, pp. 34-35; Carlton, Organized Labor in American History, pp. 20-21; Beard, pp. 47-49)

紙幣の濫發并に物價の暴騰せる時代以前に於ても産業の中心地には無数の地方的労働組合が散在してゐた。ニューヨークに於ては一八三三年建築工のストライキに方つて十五の組合がそれ〴〵大會を開催して財政上の援助をなし、バルティモアに於ては製帽職工の賃銀減額に反對して若干の組合が起ち、一ヶ月内に總數十五の組合が十時間労働の問題を考慮する爲に集會したのであつた。其他馬車製造職工、製靴職工、椅子製造職工、婦人裁縫職工等の組合も種々の活動を爲して居る。而してフィラデルフィアに於ては綿工場の職工が最も活躍し、近隣町村の職工をも糾合してペンシルベニア労働組合を組織したのであつた。然るに是等の活動は前に述べたる合衆國銀行に關聯せる問題より惹起された不況によりて停頓し、一八三五年に於ける景氣の恢復によつて又活動することゝなつた。即ちフィラデルフィアに於ては一八三五年三月男子用靴製造に従事せる製靴職工が全市に布告を散布し、之に於て該業に現存する弊害を摘發し、之が改善をなすには同職の組合が第一であり、諸業の組合は第二次の手段であることを主張した

に始まる。其後、手機織職工、左官、煉瓦職工、鉛職工、各種の事業に従事する婦人の組合等の活動を見るに至り、一八三三年及び一八三四年に設立せられた組合は僅に二十一を數ふるに過ぎなかつたが、一八三六年には五十三に達した。ニューヨーク市に於てもフィラデルフィアに於けると同じく製靴工が先導となり、一八三三年の二十九組合より一八三六年には五十二を數ふるに至つた。而して大西洋沿岸よりセントルイス及びバファロー、ピッツバーグ、シンシナティ、ルイスビルに到る迄の西方に組合運動は波及した。是等組合運動の中心は多額の賃銀を得んが爲に移住し然も或場合物價の更に不廉なるに驚いた東部の職工が主として形成してゐた。殊にルイスビル、シンシナティ、セントルイスの三市に於ける裁縫職工は一八三五年十二月組合を組織し、彼等の傭主に對抗して共同動作に出づるかの如くにも見えた程であつた。(Commons, pp. 350-353; Perlman, pp. 19-20; Beard, p. 49)

以上は一八三三年より一八三七年に至る間の各地に於ける地方的組合運動の概況であるが、是等の男子職工の間に行はれた紛争及び組合組織は婦人の組合組織を刺戟し、殊に裁縫及び靴装釘に従事する者が組合組織の爲に最も活動した。裁縫、製帽、其他の針を使用する諸業に於ては苦汗工場制度が將に出現し始めたる時であり、仕事は不規則で且つ賃銀は輕少に過ぎた。一八三六年に於ける綿工場の職工は平均一週二ドル九セント乃至二ドル五三セントであつたが、裁縫女工の得る處は平均一週僅に一ドル二五セントに過ぎなかつた。彼等は甘んじて此薄給を以て勞働しなければ失業する外ないのであつた。何となれば彼等の傭主は移民を傭入れ、又は救貧院で作業せしめることが出来、少しも右の賃銀額以上を支拂はぬからである。一八三三年九月バルティモアー附近のフェルスポイントに於ける針を使用して生活を維持する婦人が一の組合を組織し、次で一八三五年初「バルティモアー合同裁縫女工組合」が現はれ、更に同年九月男女合同賣買組合が組織せられた。而してフィラデルフィアの裁縫女工は一八三五年、ニューヨークの裁縫女工は一八三六年組合を組織した。フィラデルフィアの組合は奇妙な組合で、裁縫女工の外、縁附、製帽、外套製造、衿飾製造に従事する婦人も包括せられた。謂はゞアメリカに於ける最初の婦人労働者の聯合團體であつて、フィラデルフィア市郡婦人改善組合と云ふ名稱を有してゐた。

裁縫業に次では靴装釘に従事する婦人が最も廣く組合を組織した。此業務に従事する者は工場に於て截断せられた上部に装釘するのであり家庭内に於て労働し、且つ裁縫女工に次で最も輕少なる賃銀を支給せられてゐた。マサチウセッツ州に於て總數一萬五千餘の婦人が該業務に従事する中五六の主要中心地に於て、何れも一日二〇セント乃至三〇セントを得るに過ぎない婦人が二三百名を數へてゐた。而してリンに於て一八三三年秋此上賃銀を減額しやうとする傭主に反抗して、婦人工業保護及び促進に關するリン及び附近の婦人組合が設立せられ、其目的を貫徹し、其後一時は加入者一千を擁したが、漸次衰微するを免れなかつた。次にニュー・ヨークに於ては一八三五年五月、婦人靴装釘組合が成立し、翌年フィラデルフィアにも類似の組合が成立し、後者は間もなく賃銀増額の爲に月餘に亘るストライキを企てた。而して多年婦人労働者の爲に筆舌を揮つたマッシュュー・ケリーは少からざる部分の婦人の所得が衣食の資を購ふにも足らざること、婦人の困苦及び墮落の甚からぬ部分は眞に寡少なる報酬に歸せられると述べてゐる。
(Commons, pp. 353-356; Perlman, p. 20; Beard, p. 49; Carlton, History, pp. 35-36)

二、都市諸職労働組合

以上は一八三三年以後の一般經濟事情と地方的労働組合及び婦人労働組合の概況であるが、三〇年代に於ける第二の組合の形態は都市中央組合であつた。職業別組合のみで十分で無いことは既に一般に知れて居た。彼等は同一の職業に従事する労働者を糾合するのであつて、傭主と對抗するには微力に過ぎた。而して之が匡濟策は彼等を各種の職業の概括的組合、即ち所謂諸職組合 (Trades' Union) に總括するのであつた。此組合は今日の用語を以てすれば都市中央組合 (city central) 又は聯合諸職會議 (federated trades council) に該當するもので、單一の職業内に於ける組合、即ち所謂職業別組合 (trade union) より其加入者數に比例して選出した代表者によりて組織せられてゐる。斯る諸職組合は廣汎なる保護が必要とせらるゝに至りたる結果發生したものであると同時に當時其形に於ても數に於ても増大した都市の發達したる爲の所産でもあつた。蓋し都市に多數の労働者が密集し、三〇年代に於けるが如き時勢の要求に遭へば、労働者は直に協同動作に出づるからである。

ニューヨーク市は一八二〇年以來郡政中心地であると同時に商工業の中心地であつて、最初の諸職組合は一八三三年八月十四日に組織せられた。而して其組織を運動せる中心人物はジョン・フィンチなる印刷職工であつて、彼は一二の小冊子を郡内の重要な都市に頒布し、組合の援助するストライキの成功、工場制度及び少年労働の弊害等を論じ、傭主は迅速に致富の坦道を進むが、労働者は人生の快樂及び財寶を増進すること不可能であることを述べ、南部の黒人は北部及び東部に於ける工場の労働者よりも時間に餘裕があり、自由を享得し、十分な食事を得ることは熟知せらるゝところであると言つてゐる、之より一年を出でずして他の三都市にも同様の組合が組織せられた。バルティモアーに於てはニューヨークの組織が詳細に知られざる時製帽業者が職工の賃銀を減額しやうと企てたるを動機として反抗の爲に職工が集會し、遂に右の減額を阻止することが出来た。此勝利に勢を得て翌月各種の職業の者が十時間労働を考慮する爲に集會を開催し、九月、共同労働組合が成立した。此組合は各種の職業別組合相互の通信交換の本部となり、共同の目的の爲に活動することを職能とした。而してフィラデルフィア

に於ては其後二ヶ月にして製本職工、製靴職工、裁縫職工が前記のニューヨーク及びバルティモアーに於けると同様の基礎に立つ一般諸職組合を設立し、ワシントンに於ても亦此前後に一の組合が成立することゝなつた。而して當時中央労働組合を有しない唯一の大都市であつたボストンにも一八三四年三月之が成立を見、續いて一三八五、六年の間にニュー・ジャージー州ニュー・ブランズウィック、ニューヨーク州オルバニー、トロイ、極西部のピッツバーグ、シンシナティ、ルイスビル等にも同様の組合が出現した。

諸職組合の特に大都市に於けるものゝ第一の活動は新聞の刊行であつた。即ちニューヨーク組合は一八三四年週刊の「ナショナル・トレイズ・ユニオン」の發行を計畫し、フィラデルフィア及びバルティモアーの組合も夫々「フィラデルフィア・トレイズ・ユニオン」、「バルティモアー・トレイズ・ユニオン」を發行した。而してニューヨークに於ては一八三六年以後「ゼ・ユニオン」が機關新聞となり、フィラデルフィアに於ては同年以後「ナショナル・レーバラー」が機關新聞となり、又ボストンに於ては「ニュー・イングラント・アーティスト・ザン」が同様の地位を占めた。

諸職組合の出現は政治家にとりては一の惡兆候であると看做された。「フィラデルフィア職工同職組合聯合」の話は労働組合が政黨と化したる一例であつた。然し之は労働組合が嚴重に警戒せる處であつて、一八三四年三月ニューヨークの印刷職工其他の集會が或政治界の人物によりて招集せられた時、印刷職工は大會を開催して斯の如き集會が却て各自の政治上の問題に關する反感を激發せしめ、産業上の問題に就ても確執を生せしむるに至ることを述べて反對した。他の都市に於ける組合は特に政治に反對であることを宣言した。即ちバルティモアに於ては關係を調査する爲に委員會が組織せられた。此委員會は組合が政治團體であると意識的に譏誣せられたが主義并に活動に於て些も政治計畫又は政治團體と關係ないことを示し、將來も依然この儘ならんことを希望した。フィラデルフィアに於ては宗教上又は政治上の問題に對して全然無關係なるべきことを會則の條項に加へて居る。而して一八三六年に於ける同市の選挙戦の直前に方つて「ナショナル・レーバラー」は第一に諸職組合は其本質并に活動に於て政治的ならざること、職工及び労働者の職業別組合の社會上の團結であることを宣言し、第

二に諸職組合は各政黨の者を包括するが故に政治的なること能はざること、第三に「職工組合」(Mechanics' Union)の失敗に鑑みる時は政治的なること能はざること、を論述してゐる。此間に於て労働組合運動と政治運動とが相結んだ唯一の都市はバルティモアであつて、一八三三年九月「聯合労働組合」が成立するや間も無く職工の選挙戦に於ける地盤を作る爲に集會をなすべきことが公告せられたのであつた。

労働組合が非難せられた他の問題は土地均分主義に就てであつた。之は二十年代の末に於ける政治運動にトーマス・スキドモアが活動せるに基くのであるが、ニューヨークに於ては斯る非難に對して組合の通信係員は「斯る頭腦の錯亂せる計畫に干與しないことを以て應答し、フィラデルフィアに於ては組合の機關新聞「ナショナル・レーバラー」は彼等が土地均分主義者に非ざること、然し乍ら時が來て善き秩序が成立せる曉には労働者の得易からぬ所得を確保し得るであらう、其時は安穩に各人が自己の葡萄樹の下に坐し得ることを信ずると言つてゐる。組合は賃銀及び労働時間に彼等の直接の要求を置き、フィラデルフィアの「諸職

組合の會則は加入組合が賃銀又は時間に就てストライキを敢行せんとする時には適當なる役員が該組合の會長に通告し、會長は特別集會を開催し、三分の二以上の出席組合の賛成を得たる時に限り財政上の援助を與ふることとし、且つ援助を受くる爲には該組合に加入の後六ヶ月以上を經過せることを條件としてゐる。

(Documentary History, V, p. 347) ニューヨークに於ては一八三六年賃銀増額を要求するストライキが増加するや組合は輕々ストライキを行ふを防止する機關として大會常設委員を設置し、先づ労働者及び傭主の双方を訪問して意思の疏通を圖り平和の裡に總ての問題を解決するやう努力せしめることを提案した。之に對して機關新聞「ナショナル・トレイズ・ユニオン」は組合より選出せられた委員會が双方を訪問するは一進歩であり且つ之は屢々遠望せるストライキを防止する手段たるであらう、總てのストライキを防止し得ぬとしても何れの側に非が存するかを公衆をして判断せしめることが出来るであらうと述べて居る。而してストライキは加入組合に賦課した釀金によつて支持せられるのであつて、ニュー・ヨーク及びフィラデルフィアに於ける組合は加入組合に於ける労働者一人に付き一ヶ月六セント四分の一宛を徴收し後には毎週十二セント二分の一に増額し、又非常の際には臨時に特別の釀金なさしめるのである。(Documentary History, V, pp. 215, 342, 296)

組合はストライキを行へる者に財政上の援助を與へたのみならず、傭主をボイコットすることを企てた。従來個々の組合はストライキをなせる時不當業主と公正業主との氏名表を公にしたことがあるが、今や市内に於ける總て若くは大多數の部門の職工が参加せる組合の手によつて商品に對してもボイコットを行ふことが出来るやうになつた。諸職組合の成立せざりし以前に於ても既に一八三三年バルティモアに於て製帽業主が職工の賃銀を減額しやうとした際所謂「一般の市民」の大會に於て出席者は不當なる業主を最負せずと決議したことがある。而してニューヨークに於ては一八三四年のパン業のストライキに際して諸職組合はストライキをなせる者に對する有力なる援助は職工に賃銀全額を支給せる業主のみを最負するにあることを公衆特に職工并に労働者に對して訴へてゐる。(Documentary History, V, p. 219) 而して賃銀全額を支給せる三十三名の業主

の氏名が地方新聞に於て發表せられた。(Commons, pp. 357-365; Perlman, pp. 20-21; Beard, pp. 49-50)

以下少しく詳細にニューヨーク、フィラデルフィア、ボストンに於ける諸職組合の活動に就て記述することゝしやう。

ニューヨークに於ける諸職組合は一八三三年春に於ける建築職工のストライキより發端すると言ひ得る。建築職工は五月中旬勤務に相應する報酬を得むと欲し、業主の拒絶に遭ひストライキを敢行し新聞紙上に於て其決意を示し市民の同情に訴へると、忽ち個人及び活版職工組合、石工組合、其他凡そ十五の組合より激励と援助とを與へられた。之によつて建築職工は持久一ヶ月に及び遂に所期の目的を貫徹することが出来たのであつた。而して此ストライキが終熄せる數日後に於て印刷職工は、全市の機械及び技術職工に對する「布告を發し總ての職業が代表者を遣つて總組合の會合を行はんことを勧誘し、先づ「獨立家屋建築職工組合」の熱心なる支持を得、七月十五日九個の組合が會合し満場一致を以て「總労働組合」と稱すべき大會を形成する決議をなした。尙當日出席した組合は「合同家屋建築

職工組合」、「ニューヨーク活版工協會」、「製本職工組合」、「皮革衣服職工組合」、「桶職工組合」、「彫刻職工の組合」、「鍍金職の組合」、「製靴職工組合(男子部)であつて、組合は八月十四日正式に成立し印刷工イリ・ムーアが會長の地位に就いた。(ムーアは一七九八年七月四日ニューヨークジャーシー州サセックス郡に生れ活版職工を業とし一八三四年より一八三六年に至る間ニューヨークの「ナショナル・トレイズ・ユニオン」の主筆となつた。彼は労働指揮者として又タマニー派の國會議員(一八三五年—一八三九年)として傑出せるが故に一八三四年州知事より囚人労働を調査する特別委員に任命せられたことがあり、又大統領バン・ビューレンよりニューヨークの調査員に任命せられ之に六ヶ年在任したが、後カンサス州に於ける聯邦土地局の登記官となり、一八六一年始同州に於て歿した)。而して此組合の會則の概要を示せば、ニューヨーク市内にある組合は加入することを得ること、加入組合は始めは一樣に三名後には各加入者數に比例して數名の代表者を出席せしめ得ること、役員の任期は一ヶ年、毎月一回定期の集會を開き、又必要に應じて二日の豫告を以て臨時に集會を開催し得ること、各組合は加入者一名に付き一ヶ月六セント四分

の一を醸出し、斯くして構成せられたる基金は組合の経費、總ての加入者の正當なる現行賃銀表の維持、抑壓せられたる者に對しては之が向上、雇傭の不足に苦む者の救済、該組合の名譽并に利益の維持の爲に使用せられること等である。(Documentary History, V, pp. 215, 228, 217)

組合の成立したる後三ヶ月にして賃銀の増額の爲に裁縫職工がストライキをなし、市中の新聞は諸職組合を非難するものも出たが組合自身は之を否定し去つた。然しストライキが成功するや組合祝賀の意を表する爲に市中行列を企て、之に参加せるもの實に二十一組合四千人に達し、労働者は各所屬組合の徽章を佩びてゐたと言はれる。次に一八三四年の不況以來職工は一般に囚人労働との間に於ける競争に注目することとなり、就中組合が中心となつて當局を動かし、委員を任命して調査せしむることとなつた。此委員は數ヶ月の後報告書を提出したが、之は組合の満足を得ることが出来なかつた。而して委員の一人であつたイリ・ムーアに對しては報告書の現れた翌月なる一八三五年二月組合の定期集會に於て辭職勸告書を送るべしとの提案が石工の組合から起つたが、此問題を再考す

る爲に任命せられた委員會は議纏らずして三ヶ月後に立消となつた。(Documentary History, V, pp. 233, 240) 職業別組合の活動は諸職組合に反映するのであつて、集會は毎月多きは二三回に及ぶこともあり、ストライキが大多數成功し諸職組合は大に活氣を呈し組合會館を建設し日刊新聞を起さうとの議、其他種々の提案が起つたが、新聞計畫だけが具體化した唯一のものであつた。

次に一八三六年に於ては依然として物價は騰貴の勢を示し従つて各種の組合に於て賃銀増額の要求が絶えず、又傭主は自ら組合を組織するに至つた。而して一八三五年に於ける製靴職工の組合は營業を妨害する團結であるとの判決がニューヨークの高等法院に於て下されたことを日刊新聞にて知りたるにより傭主は恰も當時ストライキをなしつゝあつた裁縫職工を訴へ、其内二十名が營業妨害暴動の爲の結社をなしたりとの廉で捕縛せられた。(Documentary History, V, p. 294) 裁判所に於ては前の製靴工の事件と同一の意見を採つたのであつた。職工は此事件に抗議を提起した。即ち一八三六年六月十三日市役所前の公園に無數の職工があり、判事がとりたる高壓手段は彼等の權利を破壊するとの意見を述べ、又彼

等は課税せられるが、代議者を有せず、立法者及び裁判官は政黨政治の脊柱に同情することを許されぬ人物である。銀行業者、貿易業者及びあらゆる交換し得る商品の商人は自衛の爲め團結し得る。而して強力なる壓制及び不公正は艱苦せる労働者を粉砕する爲に加へられると説き労働者の獨立せる政黨の組織を考慮する爲に九月十五日ユテイカに大會を開催することを定めた。(Commons, pp. 365-373)

次にフィラデルフィアに於ては相次で二個の獨立せる諸職組合が組織せられた。一は一八三三年八月出現し同年十二月消滅せる「ペンシルベニア諸職組合」であり、他は一八三三年に出現し、相當の活動をなしたる後一八三八年消滅した「フィラデルフィア市郡諸職組合」であつた。而して前者は市外の工場地方の代表者によりて構成せられ、後者は始め市内の機械職工を中心として構成せられた。即ち一八三三年八月マヌンクスの綿業職工に對し、傭主が原綿の相場の騰貴を理由として賃銀二十パーセントの減額を申出したに反對して蹴起したのが「ペンシルベニア組合」の起原であり、此組合の目的は十時間労働制度、十分なる賃銀、労働階級一般に最も有益なる問題に關する諸報告の蒐集に在つた。而して新しく組織せら

れたる「技術職工組合」と共同せんとする準備を示した。然し夫以上此組合に就て知る處がない。「技術職工組合」に對しては裁縫職工、製本職工及び製靴職工の組合が参加し、十一月に始めて集會を開催したが、此組合は「一般諸職組合」たらんことを目的とし、他の組合の参加をも慫慂し間も無く十七の組合を包括することが出来た。(Documentary History, V, p. 338) 然し一八三四年は不況の年であつて、物價騰貴し各種の組合が賃銀の増額及び労働時間の短縮の爲に積極的活動をなすに至つた。一八三五年迄、技術職工組合は活況を呈しなかつた。而して同年六月始めて十時間労働の爲にストライキを企て二週間餘り繼續したる後其目的を成就することが出来た。斯くして其翌一八三六年は最も熱烈なる活躍時代であり、二十一個の組合がストライキをなし、ストライキをなさざる組合は彼等を援助する爲に「諸職組合」に離出を行つた。

然し乍ら間もなく組合超過の凶兆が現れた。即ち馬蹄鐵職工組合が参加を申込み、之に對して鍛冶職工組合は反對を試みた。之に就ては長時間討論したる末、兩組合を調停せんが爲に委員會が組織せられたが、此處に於ても意見の一致を缺

き、二種の報告を作成し、次で次回に持越し第三の報告を得、之に對しても長時間の討論が行れ、遂に意見が纏らず、馬蹄鐵職工組合は申込を撤回した。(Documentary History, V, Pp. 361, 371, 373, 374)斯る内部の動搖に加ふるに外部の壓迫も力を増して來た。傭主も團結し又裁判所に對して訴訟する手段に出た。而して二、三百名の石炭擔夫が日給二十五セントの増額の爲にストライキを敢行するや内數名は捕縛せられ、公判に附せられ且つ各二千五百ドルの保釋金を定められた。此不當なる抑壓に對して組合は敢然として反抗し、自身の事件として活躍したが、幸に治安を紊りたる證據なしとの判決が下された。然るに組合は裁判所に於ける勝利に満足せず、市長ジョン・スウィフトに對して政治的にストライキを企てやうとし、八月二十二日五千の職工がインデペンデント・スクエアに集り十月の市長改選期に方り彼に反抗すること等を宣言した。而して十月にも又同じ目的の爲に集會を開催し氣勢を上げたが、參事會を動かすに足らずしてスウィフトは無事に再選せられた。而して此事件以後には諸職組合の消息は杳として聞く處がない。而して多數の職業別組合はストライキを援助することを廢して其基金を協同事業に

向けんとし然も一八三七年の恐慌は遂に之を瓦解せしめた。

最後にボストンに於ける概況を叙すれば、ボストン諸職組合は一八三四年三月成立し同年内に解散し、頗る短命であつたし他の都市に於けるものに比し研究すべき點も多くない。唯此組合は傭主をも加入せしめてゐたことが明白であつた。勿論職工と獨立工匠とは劃然區別し得るものでなく、兩者何れも商業資本家に對して共通の目的を有してゐた。社會には一方に於て職工、農夫、親方又は職人として勞働する總ての人があり、他方に於て富豪、自由職業家及び有用なる勞働に依頼せず隣人の額の汗によりて生活を維持する總ての人がある。職人と親方とは其地位相近し、同一の劣等なる社會階級に屬するものとして取扱はれ、職人と親方とは共に團結すべきであると言はれる。(Documentary History, VI, p. 92)而して市内及び近郊の職工の「一般諸職組合」を組織する爲に勞働者の有志が委員を選出し、三月の第一木曜に大會を開催するとの布告を出し、當日は家具製造職工、裁縫職工、石工、桶職工、造船職工、製綱職工、ペンキ職工、鑄鐵職工、印刷職工、家屋建築大工、製帆職工、機械職工、鍛冶職工、ブリキ職工、チャールズタウンの職工、リンの婦人靴裝釘職工等總

て十六種の職業を代表せる大凡四十一名の者が集まり、會則起草の委員を擧げたのであるが、組合は十時間労働の要求に對する大工、石切職工及び石工の利益の衝突より遂に解散する運命に逢着した。(Commons, pp. 373-380; Perlman, pp. 23-24; Carlton, History, pp. 35-36)

三、労働組合の活動——労働爭議

一八三三年より一八三七年に至る間のストライキの回数は一八三三年の景氣恢復、一八三四年の不況、一八三五、六年の貨幣の膨脹と投機の流行、一八三七年の不況等の時勢の移推によつて異なるのである。即ち一八三三年より一八三四年に至る間のストライキは孤立せるものが多かつた。而して當初は事業が好況に向ひつゝあつたから攻撃的ストライキが多かつた。而して既に述べたるが如くニューヨークに於ける建築職工は賃銀増額を要求するストライキに成功し、總諸職組合運動の中核を形成し、又同様の事件はワシントンに於ても發生し、バルティモアに於ては七月製帽職工は賃銀減額の反對に成功し一ヶ月後に至りて十時間労働問題を考慮する爲に大凡十七個の組合が集會したのであつた。然るにアンド

リユー・ジャクソンが合衆國銀行の政府預金を引上げたる後は攻撃的ストライキより防禦的のものが其數を増加した。フィラデルフィア市外のマナユンクに於ける綿業職工は賃銀減額の提案に苦しみ、フィラデルフィアの製帽職工は同様の提案に屈服せしめられ一八三六年に至る迄此情勢は變らなかつた。ニューヨークに於ても同様であつて、一八三四年春短靴製造職工は總ての製靴職工に對して共に賃銀減額に反對せんことを勸請した。此外、製錠職工、船員、敷物製造職工及び製帽職工等の組合も同じく傭主の賃銀減額に反對した組合であつた。

次に一八三三年より一八三五年に至る迄の間に於ける十時間労働運動に就てあるが、前に述べた一八三三年より一八三四年に至る間の孤立せるストライキに續いて起つたのが一八三五年に於ける此運動であつた。既に他の機會に於て論述した如く日出より日没に至る労働時間が慣習的に定まつてゐたが一八三五年景氣が恢復すると同時に職工間には労働時間を短縮する要求が起つた。而して此要求は廣汎なる各地に、各種工業に涉りて行れ男子のみならず婦人及び少年労働者をも包括する綿業工場にも之を見出すのであつた。労働時間を短縮する

ことを要求する理由は公民として、あつて、は時間の労働が健康に有害であることは久しく承認せられてゐたが工場制度が十分發展する迄之は第一の理由とはならなかつた。當時の労働者の腦裏には平等公民権が第一位を占めてゐたのである。政治的に言へば現に吾等の諸機關は精神的進化の阻害せられたる者の掌中に在るから變革を必要とすること多大である。労働者が政黨者流の煽動に誤れるが、之は無智なる爲である。故に労働者は修養向上の餘暇を要求する。而して又労働者が不節制なるは過度の労働の結果であつて、決して一部の者の言ふが如く餘暇ある爲ではないと労働者は主張する。然るに労働者の斯る要求に對して僱主は労働時間の短縮は生産額を減少せしめるとして反對するが、フィラデルフィアのジョン・ファラーは十時間労働は労働者に愉快を與へ日出より日没に至る迄の労働時間に於けるより以上の生産を樂に遂行し得ずとするも之と等しき生産を遂行すると回答してゐる。

既に一八三三年未だ此十時間労働運動が一般に普及せざる時に於てワシントン及びバルティモアの労働者は斯る要求を爲してゐる。而して前者に於ては建築職工だけであつたが後者に於ては十六種の職業に亘り、就中煉瓦職工は最も早朝より夕おそく迄長時間労働をなしつゝありと宣言し、個數労働を爲す櫛職工の如きは労働時間を短縮する爲に料率の引上を要求した。鍛冶職工、機械職工及び銅鐵鑄造、木型製造、水車製造等に從事する各種の技術職工は最も強硬な態度を執つた。僱主が之を一蹴するやストライキとなつたので一切を市長の處理に任せることにした。市長は各人が其労働時間を決定する権利を有するや否や疑はしいが、健康保持の爲に又休息を享樂する爲に十分なる時間を留保するのは彼の義務であるとの意見を述べた。然し此ストライキ及び其他のストライキが何時まで繼續し又如何にして結着したか知られてゐない。

一八三五年は十時間労働問題の最も盛なる年であつて、ボストンの建築職工は石工及び石切職工の参加を得て一八二五年一八三二年に次で一八三五年三度目の十時間労働運動を企てた。此ボストンの運動は更にフィラデルフィア其他七の小都會を加へ、南方はバルティモア迄普及したのであつた。ボストンの前に述べた三種の工業の組合加入者はストライキを敢行する前に労働時間の問題を

考慮し報告する爲に委員が任命せられたが職工は委員の報告に満足せずしてストライキを宣告したのであつた。而してストライキをなせる者は第一着手として布告を公にし「吾等は既に久しく職工が肉體上及び精神上の精力を消耗せざるを得ぬ惡むべき残酷なる公正ならざる、横暴なる制度に服従した。……吾等は吾等をして一日十時間以上労働することを許さぬアメリカ公民として社會の一員として爲すべき権利を有し義務を有する」と。(Documentary History, VI, p. 94) 而して彼等は過度の労働が他のあらゆる原因を併せたるものよりも多く不節制の原因たることを否定する世界に挑戦すると述べた。尙彼等が攻撃するは資本家即ち建築物の所有者及び土地仲介者であり、直接の傭主に對しては餘り苛酷でない。ストライキの詳細に就ては知ることが出来ないが、彼等が各地より同情を得たことは事實であつて機械職工、製帽職工、裁縫職工、製靴職工其他より職金をも得た。然し乍らストライキは結局職工側の失敗に歸して終つた。(Commons, pp. 384-389; Perlman pp. 22-23)

フィラデルフィアに於ける十時間労働の運動は單に建築職工のみに非ずして機械職工の多くを包括し、街路行列及び野外集會が行れた。而して短期のストライキの後完全に労働者の勝利に歸したのであつた。シューイルキル船渠の石炭擔夫が運動の先蹤を爲し、會々ボストンの布告が到着して一層氣勢を上げ野外集會をなし續いて數日中に建築業に關係せる多數の事務、大工、煉瓦職工、左官、石工、ベッキ職工等が同じく十時間以上労働せざることを宣言し、尙ほ皮革衣服製造職工、鐵及びブッキ職工、鉛管工が同様の宣言を以て運動に参加し、個數労働者なる製靴職工は料率の引上を要求し、葉巻煙草職工、鞍製造職工、印刷工も其例に従つた。労働者、製靴職工、建築業者は行列を作りて街路を行進し、労働者は作業服の儘にて續々之に参加した。其結果市當局に使備せらるゝ者の労働は夏季に於て六時より六時迄、其内一時間朝食、一時間中食の時間を許されることとなつた。フィラデルフィアの郊外サウスワーク方面に於ては労働時間を十時間に減じたる上更に賃銀を増額したのであつた。斯の如くして一般の風潮は労働者に有利であり、他の諸階級も彼等に味方することとなつた。夫故に傭主も最早や一般的要求に抵抗すること能はずして六月八日親方建築者は十時間労働を許容することを大多數

にて可決し、三日後れて親方製靴業者は賃銀増額の要求に全力を擧げて添ふべきことを決議した。個々のストライキが果して何日解除せられたか詳かでないが、ジョン・ファラーがボストンのセースルーターに送りたる書翰によれば、新聞紙が一日十時間制度の採用及び個數労働者に對する相應の賃銀の増加を流血を見ざる革命の勝利であると言つたと言ふ。(Documentary History, VI, pp. 39 et seq.)之は誠に革命であつた。蓋し農業に於ける日出より日没迄の制度より工業に於ける六時より六時の制度に移る分岐點をなしたのである。フィラデルフィアに於ける此勝利はニュー・ジャージー州、ニュー・ブランズウィック及びバタースン、ニュー・ヨーク州、バテビア及びセネカフォールズ、カネクチカット州、ハートフォード、マサチウセツ州、サレム等の小都會にも影響を及ぼした。ニュー・ジャージー州、ニュー・ヨーク、ニュー・ヨーク州、オルバニー、トロイ、シェネクタデイには一八三五年十時間労働の爲にストライキの行れた證據は無いが然も多くの工業に於て此時間制度が行れてゐたのである。(Documentary History, VI, pp. 253, 254)

而して市及び州政府の經營する事業に於ては當時労働條件を改善する模範を

なすに非ずして却て他の工業の大勢に順應したので、労働者が十時間労働を得たる處に於ては公共事業に於ても之が確保せられ、反之然らざる處にありては公共事業に於ても拒絶せられたのであつた。然るに聯邦政府の事業に於ける就業は之と趣を異にし、地方の區々たる公衆の風潮に支配せられず、従つて十時間労働制度が一般的に承認せられるには數年の歳月を閲しなくてはならなかつた。殊に海軍の工場は最後迄舊制度を存続せしめて居た。一八三五年始ニュー・ヨーク及びブルクリンの職工は海軍卿等に十時間労働を行ふことを請願し、政府の利益に非ざるの故を以て却下せられたので、國會に赴いたが彼等は希望に燃えて居り従つて其失望も一層大であつた。(Documentary History, VI, 232-234) 而して一八三六年夏、フィラデルフィアに於ける海軍工場の造船職工、指物職工、其他は十時間労働の爲にストライキをなし大統領に救済を請ふた。大統領は從順であり、該制度を行ふべきことを命じた。フィラデルフィアの此經驗によりて國會に請願するより大統領に申出るが有利であることを知つた。斯くして運動を試み大統領バン・ビューレンは一八四〇年三月三十一日總ての官立工場に十時間労働制度を行ふ

べき行政命令を發することゝなつた。之によつて一八四〇年多數の技術的職業に十時間労働の原則が樹立せられたのであり、唯綿工業のみに於ては十一、二時間又は十三時間労働が行れて右の例外をなしてゐたのであつた。(Commons, pp. 390-395; Perlman, pp. 23-24, pp. 26-27; Carlton, History, p. 38)

以上は十時間労働に關すること、之は一八三五年に得られたが賃銀に關する運動は一八三六年以後を其中心とする。ニューヨーク市に於ては既に疾く一八三五年賃銀増額の爲のストライキが最も多數であつた。而して此地に於ては既に十時間労働は一八二〇年代に於て贏得せられて居たが、是等のストライキの目的は出来るだけ賃銀の増額を標準化せんとするにあつた。労働者が組合を有せざるか又は其微力なるが爲に傭主は同一の仕事に對して異なる價格を支給し普通の價格以下を支給することが屢々であつた。然し一八三六年に至り三年前に比較して諸物價が二倍に騰貴したる時のストライキの目的は斯る賃銀の統制に在らずして賃銀の増額に在ることになつた。從來一日二十五セントの増額を要求して居た家屋建築職工は一層其決意を堅く、錫板、板鐵職工も、機織職工、製靴

職工、船車製造職工、石工、其他も同様の宣言をなし理髮工も鬚剃料金を値上した。而して傭主は多くの場合に於て即刻又は短期のストライキの後承認したのであるが、間も無く若干の職業、例へば建築工の如きに在りては三ヶ月の後に再び賃銀の増額を要求するに至つた。

一八三五年のフィラデルフィアに於けるストライキは少數の例外を別として労働時間を短縮する爲であつたが、一八三六年のストライキは一樣に賃銀を増額する爲であつた。而して此處に在りてもニューヨークに於けると同様に建築工が先蹤をなし、殆んど相接近して他の數種の職業に於ても賃銀増額の要求が叫ばれた。銅鐵仕上職工、婦人靴製造職工、桶職工、醸造職工、製紙職工等がそれであつたが就中、一八三六年三月二十一日に開始せられ六月九日に至るも止まなかつた製靴職工のストライキは最も激烈を極めた。職工は靴一足に就き五セント四分の一の賃銀増額を要求した。之は普通一週十二足を製造するから一週六十セントの増額となるのであつて、職工の主張する處に據れば之は彼等の生活に缺くべからざる金額であつた。之を導火線としてストライキとなり双方相拮抗して三ヶ月

に及び、備主は靴商、雜貨商、皮革商と團結して職工の要求を承認せる備主と取引せざることをし、職工も依然として屈せず六月第二週に於て協同主義にて事業を開始したのであつた。ニューヨーク及びフィラデルフィア以外に於ても同様に賃銀を増額する要求がニューヨーク、バルティモア及びワシントンに於ても起つた。尤もボストンに於ては同年ストライキの起つた證據が認められない。

物價騰貴に直面すれば賃銀増額の要求が問題となるのであるが、此時に際して賃銀の減額を企つるに於ては職工は最も頑強なるストライキの手段に出づるは勿論であらう。ニューヨーク市の裁縫職工のストライキ、フィラデルフィアに於ける製本職工のストライキは此種のものであつた。フィラデルフィア市郡に於ける製本職工の賃銀は二十五パーセント乃至五十パーセントの相異なることを一職工が明にし、之を標準化せんが爲に一八三五年十月料率表が備主の許に提出せられたが、之を受取つた備主は翌年折柄襲來せる不況の爲に賃銀を減額せる料率表を發表した。然るに職工は此減額を肯せずしてストライキをなした。備主はストライキ職工の氏名表を公にし他の都市の職工を勧誘する廣告を出し且つ

組合に屬する職工を使用する親方製本業者に仕事を與へざるべきことを書籍商と協定した。然るに此ストライキの報他の都市に傳はるやニューヨーク、ワシントンの諸職組合及びオルバニー、ニューヨークの組合はフィラデルフィアの製本職工組合を援助すべきことを可決し、醜金をなし、此援助によりて對峙一ヶ月半に及びたる時備主より遂に職工の代表者と會見して圓滿に解決せんことを求め、職工は代表者をして接衝せしめ六週間の後職工側の完全なる勝利を以て結末した。(Commons, pp. 395-401 Beard, p. 52)

労働組合に對抗する爲に備主が團結することの必要は疾に承認せられ、其記録は完備して居ないが労働者の團結せる處必らず好戰的備主も團結せる證左があり、シンシナティ、ルイスビル、セントルイス等の極西の都市に於ても裁縫職工の組合に對抗して親方裁縫業者の組合があり、ニューヨーク、フィラデルフィア兩市に於ては製帽業、指物業、裁縫業、建築業、機械業等に從事する親方工匠の組合があり、又煉瓦積、パン焼業、機織業、製本業、製靴業、印刷業に従事する親方工匠の組合があつた。勿論此以前に於ても親方工匠の組合が無いではないが、彼等は一を以て製

造者、商人、傭主としての組合を兼ねて居り、専ら労働者を抑壓する目的のものでは無かつたのである。然るに此頃及び職工の要求頻々として來り、爲に製品の價格又は價值を決定することが不可能であり、斯る組合が是認せられるのである。而して傭主の各個の組合は強大な都市中央組合を有する職工に對抗するに微力であつたから中央團體を組織する計畫を樹てた。フィラデルフィアに於ては一八三六年三月親方建築業者が先鞭をつけ、ニューヨークに於ては同年製靴業に従事する親方が諸職組合を維持する爲に賃銀表へ賦課する職工の権利を承認せざることを宣言して、各種の傭主團體が代表者を任命し總會を開催すべきことを勧告したのを其發端とするのである。

ブラックリストは傭主の利用せる重要な武器であつて、ニューヨークの親方裁縫業者、皮革業者及び鞣皮商人は諸職組合に加入せる者を使傭しないことを宣言したことがある。(Documentary History, V, p. 315) 然し傭主は裁判所に訴訟することが最も有效なる武器であることを見出した。職業別労働組合はクロード・ショップ制度を主張し、或場合には違反せる加入者たる職工に罰金を課し又或場合

には傭主に罰金を課した。例へば、ボストン製靴職工組合は通告を受けたる後二回の集會ある以前に組合に加入せざる職工に二ドルの罰金を課し、バドソンの製靴職工組合は非組合員を使傭し規定以下の賃銀を支給せる廉により一傭主に罰金を課し、バルティモア煉瓦職工共済組合も非組合員と共に労働することに反對の方針であつた。此點より傭主は組合が騷擾罪として告訴し一八二九年より一八四二年に至る間に於て總計九件に達してゐる。此内三件はニューヨークに於て起り一八三五年のジュネーバの製靴職工の事件を其嚆矢とする。此地に於ける職工は一の組合を組織し、料金表を作成し是以下に於ては労働せざる協定をなした。然るにペンノックと稱する者が協定に反して低廉な料金にて労働し、組合は彼に十ドルの罰金を課したが、彼は其支拂を肯せず、依然として低廉なる料金にて仕事を續けた。茲に於て組合は彼を使傭せる傭主に對してストライキをなし、之に對して傭主はペンノックを解傭し同時に職工の従業を妨害する爲に團結せるはニューヨーク州の産業を大に阻害しペンノックの解傭を餘儀なくせしめるは是亦産業に有害であるとして告訴した。此事件は下級の裁判所より州

の高等法院に移り、此處に於て職工は商職工業に有害であるが故に騷擾罪を犯せるものであるとせられた。判事長サベージは次の如く述べてゐる。即ち個人は其幾何の價格にて労働に従事すべきかを言ふことが出来るが彼は其價格にて他の總ての人も労働すべきであると言ふ権利を有しない。一人の個人が斯る権利を有せずとすれば、多數の個人も亦之を有しない。本事件に於ては勤勉なる男が被告の不法手段によりて失業せしめられ、而して生産的労働量及び國內通商量を減少せしめて社會に損害を與へたと。此判決によつて労働組合は合法的に何を爲し得るかを言明することは困難であり、職工は非常に警戒するやうになつたが、備主は之を以て組合壓迫の用に供することゝした。

ジェネローバの製靴職工の事件に續き大に世間の耳目を驚かしたものは一八三六年のニューヨークの裁縫工の事件であつた。(Documentary History, IV, pp. 315-335) 一八三五年十月、裁縫職工合同組合は從來の料率を増加する料率表の修正を行ひ其承認を備主に迫りたるが短期のストライキの後遂に所期の目的を貫徹した。然るに翌年一月備主は團結し自ら前回の増額前の料率に低下せる料率表を作成

し職工をして服従せしめんとしたが職工は之を拒絶しストライキを敢行し、備主はブラックリストを作り、職工は工場の監視を始め、早朝より夜九時に至る迄其戸前窓側を歩行し屢々上衣又は外套を擲げて窓を掩ひ、労働せる職工を惡罵し、彼等の歸途を擁してストライキに加担すべきやう脅迫し、斯の如くして三ヶ月を経したが、偶々ジェネローバ事件の判決を新聞によりて知りたる爲め備主は騷擾罪を以て二十名の職工を逮捕せしめたが、裁判は全然ジェネローバの前例を踏襲して有罪となり組合の會長は百五十ドル、特に騷擾せる者兩名に各百ドル及び五十ドルの罰金を課した。而して判事は法律と自由とに恵まれた本國に於ては總ての人に對して發展向上の路が開けて居り、職工は技術と勤勉と徳行とによりて間も無く裕福なる親方工匠となること出来ること、組合は職工自身にとりて弊害あること、組合は外國より起り、外國人が主として支持せることを指摘して以上の判決を下した。(Documentary History, IV, pp. 325, 330, 332)

此判決の結果労働者は立法者并に判事が彼等に同情を有せざることを知り、之が唯一の改善方法は遜讓にして壓迫せられたる同胞公民の權利と幸福とに對し

て同情を有することを行爲を以て示せる人々を選挙するに在ると言つて居る。而して六月十三日市役所の前の廣場に二萬七千の民衆が集りて戸外の大會を開き兩事件の判事の非を鳴らし、又九月十五日ユティカに於て獨立せる労働者の政黨を組織するの問題を考慮すべしとの決議が通過した。斯る民衆の聲は疑も無く陪審官を動かした。ニューヨークの裁縫職工事件の後間も無く起つた二事件、六月末に於けるハドソンの製靴職工事件と七月中旬に於けるフィラデルフィアの左官職工事件に於て陪審官は有罪でないことを見出した。加之、六ヶ年後のマサチウセツツ高等司法裁判所に於ける有名なるコンモンウェルス對ハント事件に於ても斯の如き一八三六年の抗議の影響が見られるのである。此事件は一八四〇年に起りたる製靴職工に對する事件であつて、下級裁判所では組合を有罪としたが、高等司法裁判所に於て判事長ショーは右の判決を覆し、之に依つて組合は合法の組織であることになるに至つたのである。而して犯罪の目的で労働組合を組織することもあらうが、斯る目的ありや否やは實證無くして推定することは出来ぬ。労働組合が實際些の悪意なくして組織せられ、後其權力が濫用せ

らるゝことも有る。斯る場合には濫用せるものゝみ有罪となり他に及ぶべきものではないとせられた。又組合に加入せる職工は非組合員をストライキの手段に訴へて解僱せしめることも出来る。ストライキは平穩の方法に於て行はるゝ限り何等不法なるものではないとショー判事は言つてゐる。(Commons, pp. 401-412; Perlman, pp. 25-26; Beard, pp. 52-53; Carlton, History, p. 30)

少數の例外はあるが組合に加入せる労働者は平穩に行動した。然し乍ら「暴動」が組合を有せざる殊に鐵道、運河及び船渠に於ける不熟練労働者の中に起つてゐる。而して其多くは外國人であつた。一八二〇年より一八二九年に至る十ヶ年間に大凡十三萬の移民があり、一八三〇年より一八三九年に至る十ヶ年間には大凡五十四萬の移民があつた。是等の内には殆んどヨーロッパ各國人の網羅してゐるが就中アイルランド人が嶄然多數を占め次はドイツ人であつた。而して是等の人々が移住したる重なる誘因はアメリカが活動し成功するに容易なりし爲であるが、多數は補助金を受ける爲でもあつた。加之、ヨーロッパ諸國が救貧院の者を移送することも又移住の原因をなした。而して入國後ドイツ人は西部に侵

入し注意を惹くことが尠かつたが、アイルランド人は都市に集中し、彼等が無智にして窮乏なるミローマ舊教を信奉する爲に屢反感を起さしめ暴動の因を醸したが、其甚しかつたのは賃銀労働者たるアイルランド人が運河及び鐵道工事に従事し賃銀の過少なるを失業の頻繁なるによつて企てられた暴動である。茲に「暴動」と稱せらるゝものゝ中其三分の二は組織を有せざるストライキであつて、一八二八年ニューヨークに於ては荷揚人足が失業を賃銀減額に苦んでストライキを行ひ、翌年ペンシルベニア運河の労働者が寒氣凜烈の爲に長く失業し日用品を販賣する商店に負債を生じたるにより、之を皆済する迄賃銀を一日八十セントより一ドルに増額せられなければ就業を拒絶した。而して一八二九年八月には「バルティモア」及び「オハイオ」鐵道に暴動が起り軍隊の出動によりて辛じて鎮定せられ、同年會社より賃銀支拂の爲に得たる金を挾帯して請負人が逃亡せる爲に又暴動が起り、四年後にも同様の事件に因て暴動が起らうとした。此外一八三四年四月には「ボストン」及び「プロビデンス」鐵道の労働者の間に賃銀増額の爲に暴動が生じ、歩兵隊の出動によりて鎮定することが出来た。以上は都會に於けるストライ

キでは無いが、都會に於けるものは殆んど全く船渠労働者に限られてゐた。一八三五年及び一八三六年のフィラデルフィアのシユイルキル船渠に於ける石炭擔夫のストライキ、一八三六年のニューヨークの荷揚人足のストライキ等皆此例に洩れない。(Commons, pp. 412-417; Perlman, pp. 23-25; Beard, p. 43; pp. 57-58)

次に一八二八年より一八三六年の間に於ける綿工場のストライキに就て概況を述べやう。労働争議は主として婦人及び少年労働者より成る綿工場の労働者の間にも其地位の改善を希望して惹起されるに至つた。而して最も活躍したのは中部太西洋諸州であつたが、其最も早くより發生したのは一八二八年ニューヨーク州バタースンに於けるもので、中食時刻を十二時より一時に變更したのが最初の原因であつたが、間も無く十時間労働の要求を加へた。而してストライキは職工の敗北に歸したが、中食時刻は結局故の如く十二時に變更せられた。之と同じ様な初期のストライキは一八二八年秋フィラデルフィア及び其附近に於ける數個の紡績工場に於て賃銀の減額に反對し、之が増額を要求して惹起された。而して間も無く又「バルティモア」に於て賃銀の減額に反對してストライキが敢

行せられた。

其後一八二九年より一八三三年迄の間に於ては中部太西洋諸州ストライキの記録が存在しないが、一八三四年より一八三六年迄の間に於てはペンシルベニア州に四件、ニュー・ジャージー州に一件見られる。ペンシルベニア州の四件の内マナユシクのものが一番著名であつて、一八三四年三月初シユイルキル會社は一度三月二十二日限り閉鎖すべきことを公告したが後職工が賃銀二十五パーセントの減額を承認すれば事業を繼續すべきことを公告したる處、全員がストライキを敢行し、職工は委員を擧げてストライキの統制と共済金の交付に當らしめ、數週間持續したる後遂に壊敗に歸した。之は賃銀の減額に反對する防禦的ストライキであるが一八三五年ニュー・ジャージー州バタソンに行はれたものは攻撃的ストライキであつた。從來此地に於ける労働時間は他の多くの中部太西洋諸州に於けると等しく十三時間半であつたが職工は一八三五年七月之を十一時間に減少せんことを要求し、バタソン労働階級、綿工場職工等保護協會を組織し、委員が傭主と會見を申込み拒絶せられ遂にストライキとなつた。此ストライキには二十

工場二千人の者が包括せられ自警委員が一切を處置することゝなつた。而して各地より應援の爲め醜金が集められ儼然と立つたのであるが、二週間後には職工の三分の二が一週五日十二時間土曜九時間の労働時間にて復職し、或者は尙ほ十一時間労働を要求してストライキを繼續したが、殆んどストライキは終熄したと言ふべきであつた。

ニュー・イングランド諸州に於ては一八二八年より一八三六年迄の間に尠く共六件のストライキが數えられる。此地方に於てはローエル型の工場が盛んであつて寄宿女工が主として従事し、普通一週一ドル二十五セントの寄宿舎の費用に加ふるに一ドル七十五セントを得てゐたが、傭主が新規則を施行し又は賃銀減額を試みんとした時女工はストライキをした。一八二八年に於けるニュー・ハムプシャー州ドーバーの女工のストライキは前の原因により、一八三四年に於ける同地のストライキは後の原因によるのであつた。此外知られた數件のストライキがマサチウセツ州にあるが其中一八三四年のローエルのストライキは四月賃銀十五パーセント減額の提案を拒絶する爲に起つたものであるが、當時は全國の

傭主が何れも綿花の騰貴に苦しみ賃銀の減額によりて利潤を擁護するの已むを得なかつたのであり、ストライキは數日中に失敗を語り、首謀者の外總て減額せる賃銀にて復職した。(Commons, pp. 418-423; Perlman, pp. 23-25; Carlton, Organized Labour, p. 25) (完)

(昭和二年十月二十二日稿)

經濟學に於ける過剩人口論の不可能

竹村 豊太郎

- 靜的人口過剩觀の不可能
- 動的人口過剩觀と其非現實的觀察の無意味
- 人口過剩の事實の可能
- 過剩人口論の不可能

靜的人口過剩觀の不可能

人口は經濟學に於ける研究の對象として種々に取扱はれて居るが、過剩人口論を起らしめる取扱ひ方はそれを欲望の主體としてその目的物たる財一般に對立せしめるにある。人口は總欲望構成の因數であり、従つてしばらく他の構成要素、即ち他の因數、即ち生活程度の變動によつて攪亂されない限り、人口の増減は總欲望の増減の形に於て財一般との間の關係を變動することによつて欲望満足の程度に影響を與へ、この關係に於てはじめて經濟學に於ける研究對象となる。

欲望は經濟學の重要な入口ではあるがそれ自身は一の心理現象であつて心理學の研究對象である